



店舗等を開店する皆様へのお知らせ

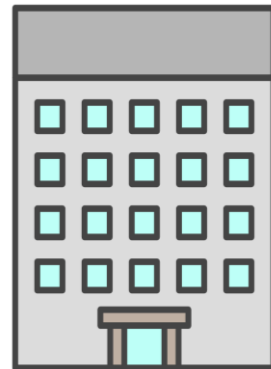


建物を新築し店舗等として使用する場合や、ビルのテナントとして店舗、事務所等の営業を開始する場合には、事前に**消防署へ届出**を行い防火上安全であるか確認を受ける必要があります。

～届出が必要な例～



新築又は既存の建物を使用し店舗等を営業する場合



ビルの一部をテナントとして、店舗、事務所等で使用する場合



建物の増改築を行った場合（一般住宅を除く）



建物の使用用途を変更した場合
例：工場から倉庫、事務所から飲食店など

※上記の例の他にも届出が必要となる場合があります。詳しくはお近くの消防署へお問い合わせください。

（裏面につづく）

消防署への届出の流れ（例）

① 事前相談

- 必要となる消防用設備等、営業開始までの手続き等を確認してください。
- 従業員数、平面図等の内容が分かる資料を持参してください。

② 各種届出

- 事前相談で指導を受けた各種届出書を提出してください。
 - ・ 防火対象物使用開始（内容変更）届出書
 - ・ 工事整備対象設備等着工届出書
 - ・ 少量危険物貯蔵取扱届出書・・・など
- ※届出書の内容によって訂正していただくこともありますので早めの提出をお願いします。

③ 各種検査

- 提出された届出について、消防職員が現地確認を行います。消防法令に適合しているか確認を受けてください。
※工事内容等により検査内容は異なります。

④ 使用開始

- 消防職員による各種検査を受け、不備がない場合は使用開始となります。
- 福祉施設、飲食店、ホテル、店舗等の多数の人が出入りする建物では、従業員数や利用者数、建物の大きさにより、「防火管理者」の選任が必要となります。選任要件も建物により異なるため、消防署へ確認してください。
- 福祉施設、飲食店、ホテル、店舗等の多数の人が出入りする建物に、「じゅうたん」、「カーテン」、「のれん」などを設置する場合は、**防災物品**の使用が必要となります。（2㎡以下のじゅうたん、下げ丈1m未満のカーテン等を除く。）



このようなタグが目印です。
設置予定のものに貼付されているか確認してください。

⑤ 継続管理

- 使用開始後も消防用設備が設置されている場合は、**毎年点検**を行い、継続的な維持管理が必要となります。（**6カ月ごとに年2回の点検**が必要）
専門知識を必要とする場合が多いため、設備業者への点検依頼をおすすめします。（一部所有者自身で点検が可能な場合あり。）
また、この点検の結果は定期的に消防署へ報告する必要があります。
病院、ホテル、飲食店、店舗など・・・・・・ **1年に1回**
事務所、工場、倉庫など・・・・・・ **3年に1回**

ご気軽にお問合せください！

～問い合わせ先～

伊達消防署予防課予防係 TEL 0142-23-8119
伊達消防署洞爺湖支署予防係 TEL 0142-76-2119
伊達消防署豊浦支署予防係 TEL 0142-83-2119
伊達消防署壮瞥支署予防係 TEL 0142-66-2119

～各種申請様式ダウンロード先～

西胆振行政事務組合消防本部 HP
<http://nfd119.sakura.ne.jp/sinnsei.html>
ページ内上部「申請様式等」参照
不明な場合は消防へご連絡ください。

